

国官技第1号  
平成30年4月6日

各地方整備局長 殿  
北海道開発局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房技術審議官  
( 公 印 省 略 )

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)を下記のとおり一部改正することとしたので通知する。

記

(1)

第2第一号に規定する別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」内審査項目別運用表の別紙-1、別紙-2、別紙-3、別紙-6を別添に改める。

(2)

第5を次のように改める。

この通知は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事について適用するものとする。

## 考查項目別運用表

(主任技術評価官)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	・ 創意工夫	<p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 情報化施工技術（一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事。（使用原則化工事を除く） 本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。</li> <li><input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</li> </ul> <p><b>【新技術活用】</b></p> <p>「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) N E T I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 本項目は3点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) N E T I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) N E T I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 本項目は1点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) N E T I S 登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数： ) N E T I S 登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 本項目は1点の加点とする。</li> </ul> <p>ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。</p> <p>複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。</p> <p><b>【品質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。</li> </ul> <p><b>【安全衛生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。</li> </ul>	<p><b>【働き方改革】</b></p> <p>「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。</li> <li><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> その他 理由： _____</li> </ul>
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	評 点： _____ 点	<b>【創意工夫の詳細評価】</b> 工夫の内容及び具体的内容を記載

1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。  
 2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。  
 3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。  
 4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

### 考査項目別運用表

(総括技術評価官)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場閉所による週休2日(4週8休以上)に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)</li> </ul> <p>判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					
	. 安全対策	a	b	c	d	e
	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)</li> </ul> <p>判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					

## 考查項目別運用表

(総括技術評価官)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	
7. 法令遵守等	措 置 内 容	点 数
<input type="checkbox"/>	1.指名停止3ヶ月以上	- 20点
<input type="checkbox"/>	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点
<input type="checkbox"/>	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点
<input type="checkbox"/>	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点
<input type="checkbox"/>	5.文書注意	- 8点
<input type="checkbox"/>	6.口頭注意	- 5点
<input type="checkbox"/>	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点
<input type="checkbox"/>	8.その他 (理由: _____)	- 点
<input type="checkbox"/>	9.項目該当なし	
<p>本考查項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。  「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。  「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。  総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8.その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</li> <li>6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> <li>15.受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）</li> </ol>		

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		評価対象項目 <input type="checkbox"/> 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: )			<input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・c	当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ ・出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
評価対象項目 <input type="checkbox"/> 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）							
出来形は、工事全般を通じて評価するものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。							
機械設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
上記欄によらず、当該欄で評価	評価対象項目 <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）					<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・ b' 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c							
当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							

### 考查項目別運用表

(技術検査官)

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ 出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事  上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。</li> <li><input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他（理由：_____）</li> </ul>					<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		<p>判断基準</p> <p>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・ a'</p> <p>評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・・ b</p> <p>評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・・ b'</p> <p>評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ c</p>					<p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。</p>		

### 工事関係書類一覧表

H30.4.1

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け					工事書類作成媒体の事前協議		備考			
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出		提示			電子	紙				
								監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡				監督職員へ納品		
工事着手前	契約図書	契約書	1	工事請負契約書	-													
			2	共通仕様書	-													
			3	特記仕様書	-													
			4	発注図面	-													
			5	現場説明書	-													
			6	質問回答書	-													
			7	工事数量総括表	-													
	契約関係書類	8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1												契約書を作成する全ての工事	
		9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-2	様式-2													
		10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3													
		11	建退共掛金取納書	現況時指導事項(H11.3.31付建設省厚装発第2号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式-4												提出できない事情がある場合は理由を添付して提出する。	
		12	建退保証紙受払簿	現況時指導事項(H11.3.31付建設省厚装発第2号)	-												共通証紙の納入状況を把握するため、関係資料とともに提示を求めることがある。	
		13	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5													
	その他	14	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6												契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
		15	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式-7												契約図書で規定された場合に提出する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)	
		16	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工専用-	共通仕様書1-1-1-18-4	-												該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
		17	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工専用-	共通仕様書1-1-1-18-5	-												該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
1 施工計画	施工計画	18	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	-											重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
		19	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	-													
		20	設計図書の照査確認資料 (契約書16条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	-												契約書18条第1項1~5号に該当する事実があった場合のみ監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)	
		21	工事測量成果表(仮8M及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-37-1	-													
		22	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	-	-												設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
	2 施工体制	23	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-												工事を施工するために、下請契約を締結した工事において、提出しなくてはならない。(平成27年3月30日付け、国官技第329号、国官整第292号)	
		24	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-													
		3 施工状況	25	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9												
			26	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9												
			27	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9												
28	工事打合せ簿(提出)		共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9														
29	工事打合せ簿(報告)		共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9														
施工管理	30	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9														
	31	関係機関協議資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-35-3	-												許可後の資料については、提示とする。 ただし、監督職員から提出の請求があった場合は提出する。		
	32	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	-												監督職員から提出の請求があった場合は提出する。		
	33	材料確認願	共通仕様書2-1-2-6	様式-10												設計図書で指定した材料がある場合に提出する。		
	34	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	-												設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。		
	35	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6-3	様式-11												契約図書で規定された場合のみ対象 段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) 監督職員又は現場技術員が確認した場合の状況写真は不要 監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
	36	確認・立会届依頼書	共通仕様書3-1-1-6-1	様式-12														
安全管理	37	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36-2	-												口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現場上の工事については「提出」とする。		
	38	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26-10	-												監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。		
	39	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-29	様式-13												事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。		
	40	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-29	-												事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。		
	41	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式-14												工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。		
	42	材料品質証明資料	共通仕様書2-1-2-1	-														
中間前払金	43	認定請求書	工事請負契約書第34条4項	様式-15														
	44	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項	様式-5														
	完済部分検査	45	指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条1項	様式-16													
		46	指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項	様式-17													
		47	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第38条1項	様式-5													

# 工事関係書類一覧表

H30.4.1

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考			
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出			提示			電子	紙				
								監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品				その他		
施工中	契約関係書類	既済部分検査	48	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式-18													
			49	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第37条2項	様式-19													
			50	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式-18													
			51	請求書(部分私金)	工事請負契約書第37条5項	様式-5													
		部分使用	52	修補完了届	工事請負契約書第31条1項 工事請負契約書第31条6項	様式-21													
			53	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	様式-22													部分使用がある場合に提出する。
		工期延期	54	工期延期届	工事請負契約書第18条~22条	様式-23													工期延期が発生する場合に提出する。
			支給品	支給品	55	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24											
		56			支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	様式-25												
	建設機械	57		建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式-26													建設機械の貸与がある場合に提出する。
		58	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27													建設機械の貸与がある場合に提出する。	
	59	現場発生産品	現場発生産品調査書	共通仕様書1-1-1-17	様式-28													現場発生産品がある場合に提出する。	
	その他	60	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	-													中間技術検査、既済部分検査等の際に提出する。	
61		産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18-2	-													産業廃棄物を搬出した場合に提示する。		
62		新技術活用関係資料	特記仕様書	-													新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
工事後	契約関係書類	63	完成通知書	工事請負契約書第31条1項	様式-29														
		64	引渡書	工事請負契約書第31条4項	様式-30														
		65	請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条1項	様式-5														
	工事書類	66	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-31													施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。	
		67	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-32													施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。	
		68	品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式-33													契約図書で規定された場合に提出する。	
		69	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	-													工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 電子納品等適用ガイドライン(案)[土木工事編]に基づき提出する。(紙の工事写真等は提出不要)	
		70	総合評価実施報告書	総合評価落札方式の実施について (H12.9.20付建設省契約第30号)	-													総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
	71	創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-16	様式-34														自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。	
	工事完成図書	72	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	-													電子納品等適用ガイドライン(案)[土木工事編]に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。	
		73	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9 共通仕様書3-1-1-11-1 特記仕様書	-													電子納品等適用ガイドライン(案)[土木工事編]に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。	
その他	74	再生資源利用実施書 ・建設資材搬入工事用・	共通仕様書1-1-1-18-6	-													該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
	75	再生資源利用促進実施書 ・建設副産物搬出工事用・	共通仕様書1-1-1-18-6	-													該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
その他	76	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-3	-													低入札価格調査制度の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		